

令和5年度 第4回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和5年7月19日（水） 午後2時30分から午後3時00分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	2 番	庄治 郁夫
	3 番	吉井 幸弘
	4 番	二本松 義人
	5 番	吉村 修
	6 番	川東 弘之
	7 番	奥村 幸弘
	8 番	前田 豊
	9 番	大前 有三
	10 番	高田 孝
	11 番	光岡 大介
	12 番	松本 彌生
	14 番	茶谷 巖

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （主査）松谷 卓人 （主査）中田 奈緒美 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者：1名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【議案第10号】 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【議案第11号】 非農地証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【報告第12号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第13号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、11番光岡委員と、12番松本委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第10号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第10号について説明いたします。
【議案書朗読】
本申請地は市街化調整区域となっておりますので、農地法第5条第1項の規定に基づき、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することとなります。県知事へ意見書を送付するにあたり、「立地基準」と「一般基準」の両方を満たさない場合は許可されないため、農業委員会として基準を満たしているか確認するものです。
それでは、資料をご覧ください。
【資料朗読】
「立地基準」と「一般基準」の説明は以上です。
次に、資料「農地等の転用の許可申請に係る意見書(案)」をご覧ください。
【資料朗読】
「第2種農地」に該当するため代替地の検討が必要になりますが、意見書(案)に記載のとおり、本件には代替地はないため「立地基準」は満たすものと考えられます。また「一般基準」につきましては、申請書類等を確認したところ、申請人の資力・信用に問題はなく、隣接農地や地元農会長の同意書の添付もあり、周辺農地への影響についても問題ないと判断されます。
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
高田委員、お願いします。
- 高田委員 議案第10号についてご説明いたします。
申請農地の位置は、配布資料のとおりです。申請農地の転用については、周辺農地への影響もなく、特に問題ないと思われまます。
以上で、地元委員からの説明は終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はございませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第10号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、「許可」すべきとの意見書をつけて県知事に進達することにしてご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第10号につきましては、「許可」すべきとの意見を県知事に進達することとします。

事務局 続きまして、議案第11号「非農地証明書交付の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号について説明いたします。

【議案書朗読】

申請農地につきましては、現地調査により、一体として山林であることを確認しました。したがって西宮市農業委員会事務取扱要領第9条第1項第4号に該当しますので、非農地証明書を交付することについて、問題はないと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。次に、地元委員の説明をお願いします。

庄治委員 議案第11号番号1についてご説明いたします。

申請農地の位置は配布資料のとおりです。

申請地については、全てが山林化し、耕作が不可能な状態に至っており、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 次に、番号2について、大前委員、お願いします。

大前委員 議案第11号番号2についてご説明いたします。

申請農地の位置は配布資料のとおりです。

申請地については、全てが山林化し、進入路も分断され、耕作が不可能な状態に至っており、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありますか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第11号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第11号につきましては、交付することとします。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第12号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第13号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を
報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第13号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を
交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時00分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
